令和 8 年 11 月 17 日

PTA 適正化推進委員会
代表　佐藤 大 様

下諏訪町教育委員会

令和 8 年 11 月 16 日付け申入れに対する暫定回答について

令和 8 年 11 月 16 日付け「下諏訪中学校 PTA 役員選出に関する学校施設使用の審査及び保護者・児童生徒の権利保護」に係る申入れについて、現時点で確認できた事実及び今後の対応方針を、次のとおり暫定的に回答いたします。

本回答は、学校施設の使用に関する判断と、PTA の内部運営、個人情報の取扱い及び教職員の関与に関する確認を、それぞれ区別して行うものです。確認が完了していない事項について、適法又は違法と断定するものではないことを申し添えます。

1. 学校施設使用に関する暫定対応

令和 8 年 11 月 19 日（木）午後 7 時から予定されている PTA 役員選出について、下諏訪中学校の学校施設を使用する予定であることは確認しています。

PTA からは、役員選出について立候補を優先し、立候補者のみでは役員を決定できない場合には、参加者の同意を得た上で「くじ引き」等を採用する方針である旨も確認しているところです。

現時点で確認できている実施方法を前提とすると、直ちに学校教育上の支障が生じると認める具体的な事情は確認できません。このため、学校施設の使用については、関係規定、施設管理上の条件及び当日の運営方法を確認した上で、使用を認める方向としたところです。

ただし、次の事項を条件とします。

・PTA の役員選出が学校の公式行事又は学校からの指示によるものではないことを、参加者に明示すること。
・PTA への加入、役員候補者となること及び役員就任について、本人の自由意思を尊重すること。又、学校職員は役員選出に関わらないことを周知すること。
・くじ引きの結果のみをもって、本人が役員就任を承諾したものとして扱わないこと。
・学校施設の使用に当たり、学校教育活動、児童生徒の安全及び施設管理に支障を生じさせないこと。
・教職員が PTA の内部的な選出及び個人情報の管理を行わないこと。

なお、最終的な使用許可又は使用条件については、施設使用の申請状況、権限者、根拠規定及び実施内容を確認した上で、別途確定します。

2. 学校側の PTA 事務への関与及び個人情報の取扱い

学校から PTA に対する個人情報の提供については、これまで、保護者から書面による同意を得た上で対応してきたことを確認しています。

今後、PTA への加入を希望する保護者の加入届その他の個人情報については、原則として PTA が自ら取得し、利用目的を明示した上で、適切に管理するよう PTA に求めます。

学校の PTA 事務への関与については、学校が行うべき事務と PTA が自ら行うべき内部事務を区別します。学校は、必要な連絡調整、施設管理上の連絡及び学校教育に関する事項に限って関与し、会員管理、役員候補者の抽出、辞退・免除の審査、役員選出、会費徴収その他の PTA 内部事務については、関与しないよう整理してまいります。

なお、これまでの個人情報の提供、教職員の関与及び事務処理の状況については、引き続き確認します。確認の結果、見直しが必要な事項が判明した場合は、必要な対応を講じます。

3. 児童生徒及び保護者への不利益防止

教育委員会は、PTA への加入、非加入、退会、役員就任の辞退、PTA 活動への不参加、学校又は教育委員会への意見・相談・申入れ等を理由として、児童生徒又は保護者に不利益な取扱いが生じないよう、学校に対して配慮を求めています。

学校においては、これらの事情を理由とした、次のような不利益な取扱いを行いません。

・成績評価又は進路指導上の取扱いを変えること
・学校行事、学級活動その他の教育活動への参加を不当に制限すること
・教職員の対応又は学校生活上の取扱いに差を設けること
・保護者の意見表明又は相談を理由として児童生徒に不利益を及ぼすこと

教育委員会は、引き続き学校長を通じて全教職員にこの方針を周知し、徹底します。また、保護者が安心して相談できるよう、相談内容及び相談者に関する情報については、必要な範囲を超えて共有しないよう配慮します。

4. 再延期又は実施方法の見直しに関する対応

PTA 役員選出については、PTA が任意団体として自主的に運営するものであることを踏まえ、学校及び教育委員会が、その内部決定を直接取り消し、又は一方的に延期させるものではないと考えます。

一方、役員選出の実施方法が、保護者に対する事実上の強制、過度な心理的負担、私生活上の情報の不必要な開示又は児童生徒への不利益につながることのないよう、PTA に対して適切な運用を求めます。

現時点では、確認できている実施方法のみを前提とすれば、再延期を要請する具体的な事情は確認できませんが、次の事項が確認できない場合又は実施方法に変更がある場合には、会場、日程又は選出方法の見直しを含め、改めて PTA と協議します。

・役員就任の意思確認が適切に行われること
・くじ引きの結果と役員就任の承諾が区別されること
・辞退に際して私生活上の詳細な事情を求めないこと
・参加しないこと又は辞退することを理由として不利益を受けないこと
・学校行事との誤認が生じないこと
・教職員が PTA の内部事務に関与しないこと